

入札説明書

野外活動センター第2センター
敷地内給水設備改修工事

第4号

平成23年10月

奈良県くらし創造部 青少年・生涯学習課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札執行日時点において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下、「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の許可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下、「経営事項審査」という。）が有効期間内にあること。
- (8) 入札公告第2の4の「この入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当する者をいいます。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (9) 平成23年6月1日以降に奈良県土木部、農林部及び水道局において入札公告を行った工事（予定価格が5,000万円以上の工事に限ります。）において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は共同企業体の構成員として契約し、かつ、過去2か年度の間（この工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点（予定価格が5,

000万円以上の工事に限ります。)の平均値(土木部の平均値、農林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。)が75点未満の場合は、当該調査基準価格を下回る価格で契約した工事の完成、引渡が完了していること。

2 入札方法等

- (1) 入札は入札者(代理人を含む)による直接投函により行います。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札書投函の前に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 落札者の決定方法

- (1) 開札は、全ての入札者の入札書投函が終了後、入札者又はその代理人が出席して行うものとします。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

開札後、落札者の決定を保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。

また、施工体制確認調査の結果によっては最低額の入札者であっても、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、開札に引き続き、「くじ」により落札候補者(落札の優先順位)を決定します。「くじ」を辞退することはできません。

4 競争入札参加資格の確認

落札候補者は、開札後、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書及び資料」といいます。)を下記により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 申請書及び資料の提出

- ア 提出部数 各1部
- イ 提出期限 平成23年11月16日(水)午後4時
- ウ 提出場所 奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課生涯学習係

(2) 申請書及び資料の作成等

- ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用

しません。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しません。

エ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式S 1により作成してください。

オ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（エ）のとおりとし、次に従い作成してください。

（ア）設計業務の受託者との関連及び経営事項審査結果を示す書面

入札公告第2の4に定める設計業務の受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日を別記様式S 3に記載してください。なお、総合評定値通知書の写しを添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格等を記載した書面

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を別記様式S 6に記載してください。なお、技術者の資格を証する書面、及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（ウ）モラルに対する決意を記載した書面

モラルに対する決意を記載した書面は別記様式S 7により作成してください。

（エ）現場代理人の所属等を記載した書面

入札公告第2の6に掲げる資格があることが判断できる現場代理人の所属及び採用年月日を別記様式S 8に記載してください。なお、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

（3）申請書及び資料の作成説明会

実施しません。

5 施工体制確認調査

落札候補者は、開札後、提出書類一覧に示す様式1～3に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。

落札候補者の提出書類の審査を行うとともに聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるとともに、入札参加停止の処分を受ける場合があります。

提出書類一覧

様式1	施工体制確認調査報告書
様式2-1	積算内訳書
様式2-2	内訳明細書
様式3	工程計画

- * 提出書類の様式及び記載要領は、設計図書の閲覧時に示します。
- * 本表に示す書類を作成する際には、各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となります。
- * 提出期限以降の書類の訂正、差替え等はできません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出してください。提出書類に不備（積算内容に影響しない軽微な不備を除く。）がある場合は失格となります。
- * 下記の場合も適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

す。

- ア 施工体制確認調査に協力しない場合
- イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
- ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合
- エ 積算内訳の記載内容が入札金額に適合しない場合
- オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

6 技術者の配置

落札者は4の(2)のオの(イ)に定める資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の特別な場合に限りです。

7 現場代理人の配置

落札者は4の(2)のオの(エ)に定める資料に記載した現場代理人を当該工事の現場に配置するものとします。

8 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則(昭和39年奈良県規則第14号)第17条第1項の規定に基づき落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとします。

別表 1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
管工事	<p>①管工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者</p> <p>②管工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>③管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>④建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑤技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑥技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑦職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑧平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定種目を1級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、</p>

給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者

- ⑨平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑩建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑪水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑫建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑬社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑭これらと同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと国土交通大臣が認定した者